

保護者の皆さまへ

春休み以降の尼崎市立学校園の対応について

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルスの感染防止対策にご理解とご協力いただいていることに感謝いたします。

令和2年3月19日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話や発声が行われたなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

こうした専門家会議の提言や文部科学省、兵庫県の対応方針などを受けて、市立学校園における春休み以降の対応について、次のとおりとします。

○春休み期間中の教育活動（部活動）について

①部活動は、感染予防策を講じた上で4月1日以降に再開します。（ただし、高等学校の部活動は兵庫県の方針に準じ、春休み当初から再開します。）

・活動内容：校内のみとする

屋内・屋外に関わらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則※」に留意すること

※①換気の悪い密閉空間 ②人が密集 ③近距離での会話や発声が行われた

・活動時間：1日2時間を上限とする

・活動を行わない日：少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休むこと

・対外試合・合同練習・合宿：認めない

②学校関係者に感染者又は濃厚接触者が発生した場合

・感染者は治癒するまで出席（出勤等）を停止します。

・濃厚接触者と特定された学校関係者が陰性であっても、原則2週間は自宅待機（2週間後に最終検査を実施、陰性であれば登校（園）可能）とします。

・休校については、感染の規模や濃厚接触者の範囲等に応じ、全面休校以外に一部休校（学年単位、学級単位等）措置を行う場合もあります。休校期間は、従前どおり感染者最終登校（園）等の日から起算して2週間です。

○新学期について

- ・新学期から学校を再開する予定です。(ただし、国の方針や本市の感染状況を踏まえ3月末を目途に総合的に判断します。)
- ・入学式(入園式)は、簡素化のうえ実施する予定です。

保護者の皆さまにおかれては、「換気の悪い密閉空間」「人が密集」「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なる場を避けていただくなど、感染拡大防止に向けて、引き続き、ご理解ご協力くださいますよう、お願いします。

※(参考)文部科学省:令和2年度における小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)

[https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

※(参考)兵庫県教育委員会:春季休業中の学校運営について

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/corona/0319kenritu.pdf>